

夢さくら公園休憩所の設置及び管理に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、岩倉市都市公園条例施行規則（平成25年岩倉市規則第7号。以下「規則」という。）第11条の規定に基づき、夢さくら公園（以下「公園」という。）の休養施設の休憩所（以下「休憩所」という。）の設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 公園を訪れる市民の文化、厚生、教養等の自主的活動を促進し、市民生活の向上を図るため、休憩所を設置する。

(位置)

第3条 休憩所は、公園の休養施設の2階部及びそれに通ずる通路とする。

(管理)

第4条 休憩所の管理は、市長が行うものとする。ただし、市長は管理の一部を、適任と認める団体に委託して行うことができるものとする。

(使用許可の手續及び申請)

第5条 休憩所において、岩倉市都市公園条例（平成25年岩倉市条例第13号。以下「条例」という。）第7条第1項各号に掲げる行為をしようとする者は、規則第3条に定める手續を行わなければならない。

(使用料)

第6条 休憩所の使用料は、徴収しない。

(使用時間)

第7条 休憩所の使用時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(休所日)

第8条 休憩所の休所日は、岩倉市の休日を定める条例（平成3年岩倉市条例第1号）第1条第1項第3号に定める日及び元日とする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、臨時に開所し、又は臨時に休所することができる。

(使用者の遵守事項)

第9条 休憩所の利用者は、休憩所内において、条例第8条に規定するもののほか、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 騒音等を発し、近隣住民に迷惑を掛けないこと。
- (2) 使用後は清掃整理し、速やかに鍵を返却すること。
- (3) その他管理上必要な指示に従うこと。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、休憩所の使用について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年3月26日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年1月20日から施行する。